

岡山県立東岡山工業高等学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校では、年に1〜2件程度の「いじめ問題」を認知しているが、その際には即座に担任、生徒課、教育相談課、スクールカウンセラー等が連携して対応にあたることも、「いじめ対策委員会」を開き、いじめられたとされる生徒の側にたった対応の仕方が細やかに検討されている。その結果、深刻な事態に至ることなく、本人は元気に登校している。このことから、素早い対応と教員間や専門家との連携が重要であると言える。
 ・生徒自身が、日々の学習やものづくりなどの実習、部活動やボランティア活動などをおして自己の能力を高め、互いを認め合うことができるような豊かな人間関係づくりを進める。
 ・いじめ問題は学校内のみで起こるものではない。生徒の気になる行動等があった場合、保護者からの情報が受けられるよう、保護者との円満な信頼関係の構築が大切である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校全体で、「いじめを許さない」という意識をもち、日々のあらゆる指導に当たることが前提とする。授業や実習、部活動、また学校行事や地域との連携による社会貢献活動等の場面で生徒一人一人の些細な変化にも気付く目を持つことが重要である。それがいじめの早期発見、早期対応につながるものと考ええる。
 ・生徒自身が、日々の学習やものづくりなどの実習、部活動やボランティア活動などをおして自己の能力を高め、互いを認め合うことができるような豊かな人間関係づくりを進める。
 ・いじめ問題は学校内のみで起こるものではない。生徒の気になる行動等があった場合、保護者からの情報が受けられるよう、保護者との円満な信頼関係の構築が大切である。

<重点となる取組>

・**人権教育や教育相談など教員の研修を行い、生徒への対応能力の向上を図る。**
 ・**学校生活アンケートや心理テスト、またクレベリン検査など、さまざまな検査結果の分析と考察を行い、教員が必要な情報の共有ができるよう、各課が連携をとれる体制をつくる。**

保護者・地域との連携

<連携の内容>

・学校基本方針をホームページで紹介し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。PTA役員会、学校評議委員会などを活用して、必要に応じていじめについての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 ・インターネット上のいじめ問題やSNS利用について、理解と啓発のため保護者あての文書を配布する。
 ・学校通信、相談課より、学年通信等を利用して、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の検討・作成。実態の分析と対応の検討、発生しいじめ事案への対応。

<対策委員会の開催時期>

・年3回程度開催（必要に応じて校外委員も参加）

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

・委員会直後の職員会議で全教員に周知する。緊急の場合は職員朝礼で知らせる。

<構成メンバー>

校長・副校長・教頭・教育相談課長・教育相談課・生徒課長・生徒課・教務課長・人権教育主任・保健主事・養護教諭・学年主任・専門科5名
 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

・県教育委員会

<連携の内容>

・ネットパトロールによる監視・保護者支援のための専門スタッフ等の派遣。

<学校側の窓口>

・副校長

<連携機関名>

・岡山中央警察署

<連携の内容>

・非行防止教室の開催

・連絡会議、情報交換

<学校側の窓口>

・生徒課長

学校が実施する取組

①
いじめの防止

（人権教育・情報モラル教育）

・人間の尊厳を意識し、維持することができるよう人権教育講演会を開催し、さらにホームルームで討議確認することで互いを尊重する意識づくりを図る。また、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるため、講演会を行う。

（教員研修）

・教職員の指導力向上のためカウンセラーの先生等による研修会を開催する。また、人権教育講演会を受けて人権の基本的平等性について学ぶ機会を設ける。

（人間関係づくり）

・学校行事やHR活動、部活動などをおして自分の活躍できる場所を見つけ、学校生活において充実感を感じられる学校づくりを進める。

②
早期発見

（実態把握）

・年2回実施する学校生活アンケートにより、生徒の実態を把握し、その後クラス担任によって生徒全員と面談をする。それによって生徒の些細な変化にも注意を払い、いじめの早期発見を図る。

・授業開始5分前には教員が教室に赴き、廊下や教室内の普段の生徒の様子を見ることで、からかいやふざげなど、いじめにつながるかも知れない無意識の行動をチェックしていじめの早期発見を図る。

・スタンドバイ（アプリを利用しいじめの相談システム）を活用し、生徒からの匿名の相談へ対応し、いじめ等の早期発見に努める。

（相談体制の充実）

・教育相談課の活動内容や教育相談担当の教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを生徒や保護者に周知し、気軽に相談できる体制を整える。

（情報の共有）

・定期的に行われる学年会議・各科会議で気になる生徒の情報交換を行い、その情報を教育相談課会議で検討し、共有する。

（保護者への啓発）

・いじめの認知につながるように、家庭での生徒の様子など気になることがあればすぐに担任や教育相談の係などに連絡が取れなければならない。そのため、普段から学校通信や学年通信等を発行して保護者と学校との関わりを密にしておく。

③
いじめへの対処

（いじめの有無の確認）

・本校の生徒がいじめの被害を受けたり、また関与している可能性を発見したら、速やかにいじめの事実の有無を確認する。

（いじめの組織的な対応の検討）

・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

（いじめられた生徒への支援）

・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先し、同時にいじめられた生徒の心のケアを行う。また、保護者に対しても家庭訪問等を行って正確な情報を迅速に伝え、支援する。

（いじめた生徒への指導）

・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に与えた影響が甚大であることに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。同時に当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。